

平成31年度

いじめ防止基本方針

甲賀市立多羅尾小学校

目 次

| | |
|------------------------------|-------|
| はじめに | - 1 - |
| 1. いじめの定義 | - 1 - |
| 2. いじめの態様 | - 1 - |
| 3. いじめ理解 | - 2 - |
| 4. いじめの未然防止 | - 2 - |
| 5. いじめの早期発見 | - 2 - |
| 6. いじめ防止等のための組織 | - 2 - |
| ◎ 生徒指導の体制 | - 3 - |
| 7. 学校全体としての取組 | - 3 - |
| 学校の基本姿勢 | - 3 - |
| (1) いじめ防止のための取り組み | - 4 - |
| (2) いじめの早期発見の方策 | - 4 - |
| (3) いじめへの対処 | - 4 - |
| (4) 学校・家庭・地域の連携 | - 4 - |
| 《家庭》 | - 4 - |
| 《地域》 | - 5 - |
| (5) 関係機関との連携 | - 5 - |
| 8. 重大事態への対処 | - 5 - |
| (1) 重大事態の意味について | - 5 - |
| (2) 事実関係を明確にするための調査の実施 | - 5 - |
| 9. 基本方針の見直し | - 6 - |
| 10. いじめ防止等に向けての年間計画 | - 7 - |
| 多羅尾小ストップいじめアクションプラン | |

甲賀市立多羅尾小学校 いじめ防止基本方針

平成31年（2019年） 4月1日改訂
甲賀市立多羅尾小学校長

はじめに

いじめ問題への対応は学校における重要課題の一つである。その解決のため、学校が一丸となって組織的に対応していかなければならない。平成25年9月28日に施行されたいじめ防止対策推進法の規定に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、ここに本校のいじめ防止等に関する基本的な方針（以下「学校の基本方針」という）を策定する。

いじめは、全ての児童に関する問題である。いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを児童が十分に理解できるよう指導し、全ての児童がいじめを行わず、またいじめを認識しながら放置することがないようにしなければならない。この学校の基本方針に沿った取組を教職員が一丸となり組織的に展開していくことにより、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができる学校づくりをすすめたい。

また、その取組の展開については、県、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者との連携の下、それぞれがその役割と責任を自覚し、進められなければならない。幸いにも本校は、1区1校の小学校であり、小学校と地域が深くつながりあっている。この地域には以前から子どもは地域の宝として学校、家庭、地域がともに手を携えて育てていこうとする風土がある。このような優れた環境を生かしながら、学校基本方針に沿って取り組み、安心して学習や生活ができる学校づくりをすすめていきたい。

1. いじめの定義

- 1 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と、一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 2 「児童等」とは、学校に在籍する児童をいう。
- 3 「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。
- 4 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童等、塾やスポーツクラブ等当該児童等が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童等との何らかの人間関係を指す。
- 5 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。
- 6 けんかやふざけあいであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため背景にある調査を行い、児童の感じる被害性に着目しいじめに該当するか否かを判断するものとする。
- 7 いじめられた児童の立場に立っていじめにあたと判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要するとは限らない。たとえば好意からとった好意が意図せず相手の児童に心身の苦痛を感じさせてしまった場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど柔軟な対応による対処が必要となる場合もある。

2. いじめの態様

具体的ないじめの態様には以下のようなものがある

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、蹴られたりする
- ・金品を隠されたり、たかられたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする

- ・いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話で誹謗中傷やいやなことをされる等

3. いじめの理解

いじめは、どの子にも、どの学校でも起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験することが往々にしてある。

しかし、「暴力を伴わないいじめ」であっても、当該いじめ行為が繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで「暴力を伴ういじめ」と同様、生命または心身に重大な危険が生じる可能性がある。

まずは、被害児童の思いに寄り添い、その立場に立った取り組みと、併せていじめという行動形態をとる加害児童の心の葛藤等に着眼した取り組みが重要である。

さらに、いじめは加害・被害という二者の関係だけでなく、学級や所属集団の構造上の問題、「観衆」としてはやし立ておもしろがったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体に「いじめを許さない」とする雰囲気形成され、それが風土として定着することを目指さなければならない。

4. いじめの未然防止

いじめの未然防止の基本は、児童が、家庭や地域・学校など自らに関わりをもつ周囲の大人や友達との信頼できる関係の中で、めあてをもって学校に集い、規律ある態度で授業や行事に主体的に参加・活動し、達成感や感動が実感できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりをすすめ、いじめを生まない風土をつくっていくことが大切である。

そのためには、特に日々の授業において、全ての児童が主体的に活躍できる授業づくりをすすめることが何より大切である。

また、学校内外のあらゆる活動を通して、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことや、傍観者とならず、いじめを止めさせるための行動をとることの重要性を理解するための取り組みを行うとともに、児童に規範意識と自尊感情を醸成し、互いを思いやる豊かな心を育てる必要がある。

さらにいじめの背景にあるストレス等の要因に目を向け、その改善を図るとともに、ストレスにも対処できる力の育成も必要である。

加えて教職員の不適切な認識や態度、言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることの決してないよう心しなければならない。

いずれにしてもこのような学校作りや児童への関わりは教職員だけで為し得ることではないとの認識を家庭・地域等が共有し、PTAとも連携を図りながら、いじめの未然防止に向けそれぞれの責務や役割に基づく取り組みを進めていく

5. いじめの早期発見

いじめは、周囲の目につきにくい場所や時間に行われたり、遊びやふざけあいなどを装って行われたりするなど、大人が気づきにくい形で行われることが多くある。しかしいじめを見逃すことは、より深刻な事態を招く。いじめの早期発見はいじめ防止の大前提であることから、学校・家庭・地域等が一体となって児童を見守り、些細な兆候であってもつねにいじめではないかとの視点で放置せず、時をおかずに組織として情報が共有できる体制作りが不可欠である。

定期的なアンケート調査や教育相談の実施、県や市などの相談機関の周知等により、いじめを訴えやすい環境を整えていくことが必要である。

また、いじめの早期発見は教職員の意識の向上や、感性の磨き、児童やその保護者、地域等との信頼関係の上に成り立つものである。平素から校内における指導体制や教育相談体制の充実を図るとともに保護者・地域との信頼関係構築に努めることが重要である。

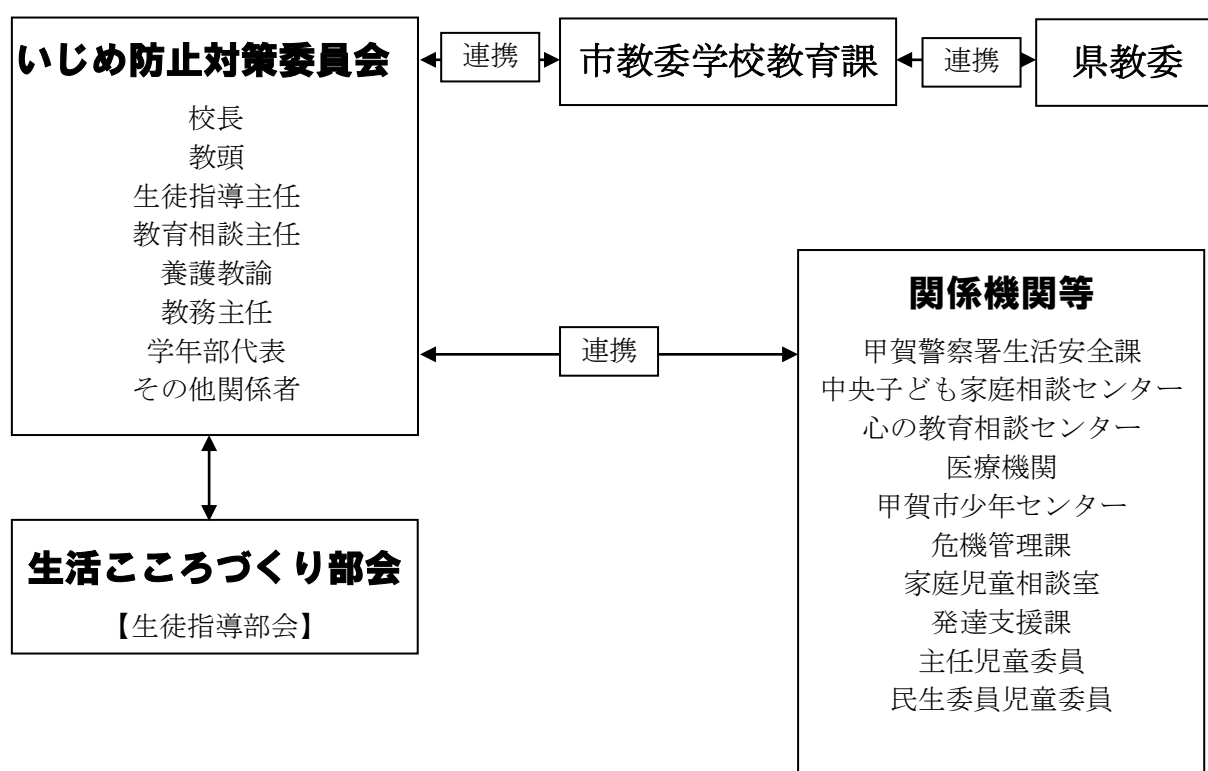
6. いじめ防止等のための組織

「いじめ」はいじめられた児童の立場になって問題の解決に当たらなければならない。そのためには、児童本人や周辺の状況等を客観的に確認していくことが大切である。いじめの認知については、特定の教職員がするのではなく、いじめ防止対策推進法第20条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

学校には、いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめの対処）のための組織を置き、その組織体制は、以下の組織図による。この組織は、いじめ防止等に関わり、学校内で中心的な役割を果たすものとする。

学校評価においては、日常的な児童理解や未然防止への取り組みについても項目を設け、目標の達成状況を評価する。

◎生徒指導の体制



7. 学校全体としての取組

学校教育目標 **地域とともに未来を拓く心豊かでたくましい子の育成**
社会に挑む 夢・自尊感情・力を蓄えた子ども

めざす学校像 **夢をもち目標目指して一人ひとりが輝く学校**

めざす子ども像 **すすんで学び 自分に自信 ふるさとに誇りがもてる子**

学校の基本姿勢

校内研修をはじめとして、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る取組をもとに、いじめの防止、いじめの早期発見・いじめへの対処に関する取組方法等を具現化し実践していく。こうした取組を徹底しながら、絶えず情報交換をし、全教職員で共通理解を図り、さらに、学校マネジメントシステムを有効に活用しながら、PDCAサイクルを通して取組の充実を図っていく。

(1) いじめ防止のための方策

いじめの防止については、学校教育活動全体を通じて、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、日々の活動の中で一人ひとりをしっかり見とれるよう取組を進めていく。

- ① 道徳教育、人権教育、読書活動及び体験活動等の充実を図る。
- ② 児童会による自主的、主体的な活動を支援・推進する。
- ③ インターネットやスマートフォンを利用して行われるいじめによる深刻な影響や、それらが犯罪になり得る行為であることを理解させる取組を推進する。
- ④ 教員の資質向上を図る
- ⑤ 児童があらゆる活動の中で、自己有用感や自己存在感がもてる取組を進める。

(2) いじめの早期発見の方策

いじめは、迅速な対応が求められる。そのためには、全ての大人が連携して、児童の些細な変化に気づく力を高め、どんな些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知して取組にあたる。

- ① いじめの早期発見のための、定期的なアンケート調査や教育相談の実施。
- ② さまざまな電話相談窓口等の周知により、児童がいじめを訴えやすい体制を整える。
- ③ 地域・家庭・関係機関と連携して児童を見守っていく。

(3) いじめへの対処

いじめが確認された場合、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し事情を聞き取り、さらにいじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する。

- ① 直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を活用し学校としての組織的対応をする。
- ② 家庭や教育委員会への連絡・相談をする。
- ③ 事案に応じて、関係機関との連携を図る。

いじめは単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している状態」とは、少なくとも次の2つの要件が満たされているかどうかを注視し判断する。

- いじめが止んでいる状態が相当の時間（少なくとも3ヶ月を目安）持続していること。
- いじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを被害児童本人に対し、面談等により確認できていること

また、いじめが「解消している」状態は、あくまでも一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は当該いじめの被害児童および加害児童について日常的に注意深く観察する。

(4) 学校・家庭・地域の連携

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

《家庭》

学校と保護者とが一体となった取組をするために、学校便りや、学年通信、学級通信等の情報発信に気をつけ、学校の情報を見逃さないように気を配る。家庭においても、保護者に意識してもらえるように「子どもたちのSOSをキャッチしよう」等を配布して、保護者と協力しながらいじめを未然に防止し、初期の段階で阻止できる取組を実施する。また、インターネットやスマートフォン等の利用による危険性を保護者に対して周知し、家庭での子どもの様子を伺いながら、現代に生きる子ども達が抱える問題に共通認識で対応できるよう取組を図っていく。

- ① 学校と保護者とが情報を共有する。
- ② 家庭でのいじめの気づきのための取組を進める。

- ③ P T Aの活動で「いじめ未然防止」等の研修の充実を図る。

《地域》

学校長の諮問機関である学校評議委員会において、学校が抱える問題を議題として話し合いを進める。特に、いじめについては様々な立場の委員から建設的な意見をいただきながら取組を進め、ときには協力を仰ぐ。

また、主任児童委員をはじめとして、民生委員児童委員、区役員、地域ボランティア等の協力を仰ぎながら、地域での子育ての在り方や、親子での取組等を通して、地域としての子どもへの関わりを深めてもらう。

- ① 学校評議委員会への働きかけを進める。
- ② 地域へのいじめ防止等への周知を進める。
- ③ 地域の関係団体との連携を進める。

(5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、市教育委員会との連携はもとより関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要である。「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきものについては、速やかに警察に相談することとし、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合は、警察に通報することとする。なお、そうした際には、教育的な配慮や被害者の意向への配慮も踏まえた上で、早期に、警察に相談・通報の上、連携した対応をとる。

- ① 市教育委員会や関係機関による取組との連携を図る。
- ② 児童への学校以外の相談窓口の周知を図る。
- ③ 必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図る。

8. 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味について

国が示す「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿いながら適切に対応する。重大事態とはいじめにより次のような事態に陥ったことである。

① 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などである。

② 「相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

- 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、迅速に調査に着手することが必要である。

上記により、学校または市教育委員会が重大事態と判断した場合には、学校または市教育委員会が調査等にあたる。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実確認を明確にする」とは、重大事態にいたる要因となったいじめ行為が、

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・いつから(いつ頃から)か・誰から行われたか・どのような態様だったのか・いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係の問題点は何か・学校教職員がどのように対応したか |
|---|

こうした客観的な事実関係を速やかに調査する。

また、調査においては、累積性、複合性について遡及調査ならびに周辺調査を行うものとする。この調査は、学校と市が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものとし、争訟等への対応を目的とはしない。

調査を実りあるものにするために、市や学校に不都合なことがあっても、事実にしっかりと向き合い、主体的に再発防止に取り組むものとする。

9. 基本方針の見直し

基本方針は、学校いじめ防止対策委員会が中心となってP D C Aサイクルを機能させ、随時見直し、より実効性のあるものとしていく。

10. いじめ防止等に向けての年間計画

平成31年度「ストップいじめ行動計画・年間計画」(甲賀市立多羅尾小学校)

| 月 | 教職員・児童の取組や活動 | P T A・地域の取組や活動 |
|-----|--|---------------------------------|
| 4月 | ○生活目標提案(児童会→全校→個人めあて発表) ●いじめストップ取り組み提案(児童集会) | △P T Aスマホ研修 |
| 5月 | ○生活目標提案(児童会→全校→個人めあて発表) □ゴールデンウィーク指導 | |
| 6月 | ○生活目標提案(児童会→全校→個人めあて発表) □あのね(教育相談)週間 | |
| 7月 | ○生活目標提案(児童会→全校→個人めあて発表) □長期休み指導 | △P T A研修 △巡回補導(火祭り) △親子活動 |
| 8月 | | |
| 9月 | ○生活目標提案(児童会→全校→個人めあて発表) | |
| 10月 | ○生活目標提案(児童会→全校→個人めあて発表) | |
| 11月 | ○生活目標提案(児童会→全校→個人めあて発表) □あのね週間 ●いじめ防止 標語作成 | △親子活動 |
| 12月 | ○生活目標提案(児童会→全校→個人めあて発表) □年末年始指導 | △親子いきいき鑑賞(多羅尾区民参加) |

| | | |
|----------------------------|---|---------------------|
| 1 月 | ○生活目標提案（児童会→全校→個人めあて発表） | |
| 2 月 | ○生活目標提案（児童会→全校→個人めあて発表） □あのね週間 | |
| 3 月 | ○生活目標提案（児童会→全校→個人めあて発表） □年度末年度初め指導 | |
| 年 間 を 通 し て | <input type="checkbox"/> 全校朝の会（児童・職員 当番輪番制） <input type="checkbox"/> みんなで読書（毎朝） <input type="checkbox"/> 人権の日 月1回（職員輪番制） <input checked="" type="checkbox"/> 毎月末「心のふりかえり」アンケート（いじめ、悩みなど） <input type="checkbox"/> 全校 朝の会生徒指導の話（月1回） <input type="checkbox"/> 日記等（担任） <input checked="" type="checkbox"/> 子どもを語る時間 （共通理解のため 毎月職員会議で） <input type="checkbox"/> 児童カルテ作成（支援必要児童） <input type="checkbox"/> 生活ところづくり部会（毎月1回） <input type="checkbox"/> 生徒指導研修会（教育相談、支援児童へのかかわり） <input type="checkbox"/> 校報 多羅尾区へ全戸配布（毎月） <input type="checkbox"/> 『トライ!!オペレッタ』の活動を通じた優しさ、たくましさ、表現力、コミュニケーション能力等の育成 <input type="checkbox"/> 縦割り活動（異年齢集団） <input type="checkbox"/> 誕生日会（全校朝の会） | △峰鈴【PTA広報誌多羅尾区全戸配布】 |

□：教職員の取組や活動 ○：児童の取組や活動 △：PTAの取組や活動 ◇：地域の取組や活動

（特に重点的に取り組む内容については、■、●、▲、◆のマークを付ける）

平成 31 年度 多羅尾小ストップいじめアクションプラン

～いじめの未然防止、早期発見・早期対応～

甲賀市立多羅尾小学校

めざす姿

いじめをしない、させない、見逃さない学校～お互いの良さを認め合い、10人がひとつになれる学校～

子どものアクション

- いじめのない明るく楽しい学校づくりを進める
 - ・全校での朝の会（全児童司会）
 - ① 人権の日の話（毎月 1 回）
全職員輪番制
 - ② スピーチ（毎週 1 回）
全児童（よいところ一言感想）
- 児童会によるいじめ根絶運動を推進する
 - ① 標語づくり
 - ② ポスター募集
- 集団作り
縦割り活動（フェスティバル・運動会など）
昼休みの集団遊び

家庭や地域と連携したアクション

- ・総会や PTA 研修などでのプラン説明
- ・PTA スマホ研修
- ・人権に関する PTA 研修会の実施
- ・学校評議員会でいじめ問題に関する協議
- ・家庭、地域に「SOS 早期発見チェックリスト」を配布、啓発活動・点検活動を実施
- ・アンケート調査実施

教職員のアクション

- 「いじめを絶対許さない」学校づくりに向けての共通理解・共通実践を進める
 - ・「いじめを絶対許さない！ いじめられている人を守り通す！」姿勢の共通理解を図る。
 - ・いじめの問題に対する意識や実践力を高めるための研修会を積極的に開催する。
- いじめを生まない土壌づくり
 - ・児童が互いのよいところをみつけ合い、認め合える関係作りをすすめる。
- こどもの SOS を見逃さない（早期発見）
 - ・休み時間、昼食時、放課後等において子どもとふれあい、信頼関係の構築に努める。
 - ・全職員であたる、組織的な教育相談体制。
 - ・子どもを語る場（月 1 回…職員会議）の設定→共通理解。
 - ・子どもと語る会「あのね週間」（学期 1 回）の実施→共通理解（担任及び担任外）。
- いじめアンケートの実施
 - ・いじめに関するアンケート（「心のふりかえり」）の実施（月 1 回）→いじめの早期発見。

現状（課題）

- ・少人数のため子どもの実態を把握しやすいことを強みに、子どもの SOS を見逃さないよう、意識してアンテナをはっておく必要がある。
- ・校内研修等により、常に教職員の感性を磨き続ける必要がある。
- ・学級、全校の児童数が少なく人間関係が固定化してしまう弊害を打破する必要がある。オペレッタなど全校が一つになって創りあげていく体験を積みませ、共生感を高める働きかけをしていくことが必要である。